ロ　次のいずれにも該当する協力型相当大学病院（医師法第十六条の二第一項に規定する医学を履修する課程を置く大学に附属する病院のうち、他の病院と共同して臨床研修を行う病院（基幹型相当大学病院を除く。）をいう。）であること。
①　診療録管理体制加算に係る届出を行った保険医療機関であること。
②　研修医の診療録の記載について指導医が指導及び確認をする体制がとられていること。
③　その他臨床研修を行うにつき十分な体制が整備されていること。
ハ　次のいずれにも該当する病院である協力型臨床研修施設（歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令第三条第三号に規定する協力型臨床研修施設をいう。）であること。
①　診療録管理体制加算に係る届出を行った保険医療機関であること。
②　研修歯科医の診療録の記載について指導歯科医が指導及び確認をする体制がとられていること。
③　その他臨床研修を行うにつき十分な体制が整備されていること。
ニ　次のいずれにも該当する協力型相当大学病院（歯科医師法第十六条の二第一項に規定する歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）のうち、他の施設と共同して臨床研修を行う病院（単独型相当大学病院及び管理型相当大学病院を除く。）であること。
①　診療録管理体制加算に係る届出を行った保険医療機関であること。
②　研修歯科医の診療録の記載について指導歯科医が指導及び確認をする体制がとられていること。
③　その他臨床研修を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の二　救急医療管理加算の施設基準
休日又は夜間における救急医療の確保のための診療を行っていること。
六の三　超急性期脳卒中加算の施設基準等
(1)　超急性期脳卒中加算の施設基準
イ　当該保険医療機関内に、脳卒中の診療につき十分な経験を有する専任の常勤医師が配置されていること。
ロ　当該保険医療機関内に、薬剤師が常時配置されていること。
ハ　その他当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
ニ　治療室等、当該治療を行うにつき十分な構造設備を有していること。
(2)　超急性期脳卒中加算の対象患者
脳梗塞発症後四・五時間以内である患者
六の四　妊産婦緊急搬送入院加算の施設基準
妊娠状態の異常が疑われる妊産婦の患者の受入れ及び緊急の分娩への対応につき十分な体制が整備されていること。
六の五　在宅患者緊急入院診療加算に規定する別に厚生労働大臣が定めるもの
特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）第三の六の(2)に該当する在宅療養支援診療所及び第四の一の(2)に該当する在宅療養支援病院
六の六　在宅患者緊急入院診療加算に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等
別表第十三に掲げる疾病等
七　診療録管理体制加算の施設基準
(1)　診療録管理体制加算1
イ　患者に対し診療情報の提供が現に行われていること。
ロ　診療記録の全てが保管及び管理されていること。
ハ　診療記録管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
ニ　中央病歴管理室等、診療記録管理を行うにつき適切な施設及び設備を有していること。
ホ　入院患者について疾病統計及び退院時要約が適切に作成されていること。
(2)　診療録管理体制加算2
イ　(1)のイ、ロ及びニを満たすものであること。
ロ　診療記録管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。
ハ　入院患者について疾病統計及び退院時要約が作成されていること。
七の二　医師事務作業補助体制加算の施設基準
(1)　医師事務作業補助体制加算1
イ　医師の事務作業を補助する十分な体制がそれぞれの加算に応じて整備されていること。
ロ　病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。
(2)　医師事務作業補助体制加算2
イ　(1)のロを満たすものであること。
ロ　医師の事務作業を補助する体制がそれぞれの加算に応じて整備されていること。
七の三　急性期看護補助体制加算の施設基準
(1)　25対1急性期看護補助体制加算（看護補助者五割以上）の施設基準
イ　当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。
ロ　看護補助者の配置基準に主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。
ハ　当該病棟において、看護補助者の最小必要数の五割以上が当該保険医療機関に看護補助者として勤務している者であること。
ニ　急性期医療を担う病院であること。
ホ　七対一入院基本料又は十対一入院基本料を算定する病棟であること。
ヘ　一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者を、十対一入院基本料を算定する病棟にあっては〇・六割以上入院させる病棟であること。
ト　病院勤務医及び看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。
(2)　25対1急性期看護補助体制加算（看護補助者五割未満）の施設基準
(1)のイ、ロ及びニからトまでを満たすものであること。
(3)　50対1急性期看護補助体制加算の施設基準
イ　当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が五十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。
ロ　(1)のロ及びニからトまでを満たすものであること。
(4)　75対1急性期看護補助体制加算の施設基準
イ　当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七十五又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。
ロ　(1)のロ及びニからトまでを満たすものであること。
(5)　夜間30対1急性期看護補助体制加算の施設基準
当該病棟において、夜勤を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が三十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。
(6)　夜間50対1急性期看護補助体制加算の施設基準
当該病棟において、夜勤を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が五十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。